

令和 6 年度 第 3 回

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会

議 事 録

消費者庁食品表示課

○事務局 定刻となりましたので、令和 6 年度第 3 回食品表示へのデジタルツール活用検討分科会を開催させていただきます。

私は本分科会の事務局を務めております、シード・プランニングの奥山です。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたっての注意点をご案内いたします。本分科会は傍聴を希望された方に対して、リアルタイムで Web 配信をしております。また、記録のために映像を録画していることをご了承ください。

続けて、本日の出席者をご紹介します。本日は全委員に参加いただいています。委員の皆さまに置かれては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申し付けください。では、以降の議事は座長の加藤様にお願いしたいと思います。それでは、加藤様、よろしくお願いいたします。

○加藤座長 こんにちは。それでは、早速ではございますが議事に入らせていただきます。本日は eBASE 株式会社様、株式会社エフジーシー総合研究所様、東京システムハウス株式会社様の 3 社からヒアリングをさせていただき、その後、前回のヒアリングの内容も踏まえながら来年度に向けた取りまとめについて議論をしたいと思っています。それでは、まずお手元の資料 1 に基づいて、eBASE 様よりご説明をお願いいたします。

○eBASE・矢島氏 それでは、eBASE 株式会社の矢島と黛の二名で参加させていただきます。まず私の方から、我々 eBASE 社が食品の情報に関するソリューションを様々な行なっておりますので、そちらの概要を説明させていただいた上で、実際に食品の表示の作成等のソリューションについて説明をさせていただきたいと思っています。次のページをお願いします。

我々はデータベースのシステムの企画・開発・保守を行っているシステムベンダーでございます。様々な業界や業態に対してデータベースのソリューションをご提供していますが、その中でも食品業界といったところは FOODSeBASE というところで、食の安心・安全情報を管理しています。品質保証部さんや品管部門さんの業務を支援するソリューションとして展開してまいりました。

その後、変遷としては、様々なソリューションをやっていく中で、更に食品の情報の最適なサプライチェーンにおける情報交換を行ってまいりまして、データプールサービス「商材えびす」として、食品の情報をデータプールして運営するサービスを展開しています。

さらに、MDMeBASE ということでマスターデータ統合管理支援システムもリリースさせていただいて、こちらは品管業務にとらわれず、物流や EC、紙やチラシ、カタログといったものに活用できる情報の管理ソリューションというのを展開しています。次のページに進んでいただいてもよろしいですか。

様々な業態に対するソリューションを提供していますが、ここでは小売様向けに我々のト

ータルソリューション、様々なソリューションの中で、今回関連したソリューションを赤枠で示しています。これが先ほどお話しした品管業務に関わる部分であったり、その他の食品の情報を活用するそういったソリューションを赤枠で囲っているというところです。資料が膨大になるので、飛ばしながら割愛しつつ、ポイントだけ説明させていただきたいと思います。では、4 ページをお願いします。

こちらが我々の展開しているデータプールサービスのご紹介になります。業界別にデータプールサービスを展開していますが、中でも「食材えびす」といったところで食品業界にターゲットを絞ったデータプールサービスが非常に多くの利用会員様、実際に登録していただくメーカー様に利用いただいております、そこに格納されている商品データの件数は非常に膨大な数のデータベースになっています。この仕組みが実際にどのような情報を管理しているのかは次のページになります。

実際の商品の商品名や商品規格、JAN コード、商品特徴といった基本的な情報は当然ながら、商品の栄養成分やパッケージに記載されている原材料名、更にはアレルギー情報といった情報を管理して、現在映っている画像など、こういった品質情報だけでなく、その媒体に活用できる情報を揃えて、データプールを運営しているという形になります。では、少し飛ばしていただいて、10 ページまでお願いします。

我々のデータプールサービスを使って、品管業務以外のところ、例えば右に書いてあるような基幹システム、POP の作成システムや物流システム、棚割システム、EC サイトであったり、そういったシステムで扱う情報を、全て網羅できるような商品マスター管理といったところを、先ほどのデータプールサービスをくっつけて、ソリューションを御提案させていただいているという形になります。次をまた飛ばさせていただいて、18 ページまでお願いします。

この情報を、特に先ほどのデータプールサービスにある情報を使って、消費者向けのソリューションも提供させていただいております。これは、商品検索サイトでデータプールされている情報を消費者向けに見やすく開示するといったところ、更に小売様を通じて B to B to C というソリューションの形になるのですが、例えば CX チラシということで、紙チラシとも連携できるようになっているのですが、この電子チラシという形で、実際にチラシのような形で特売情報を含めて商品を掲載し、更に商品詳細を先ほど見ていただいたデータプールを閲覧できるサービスや、Web カタログ、ビジュアルレシートということで、紙チラシを更にビジュアル化したレシート情報ということで、これも先ほどのデータプールサービスを使って、さらに詳細な情報を閲覧できるというようなサービスを展開しています。ここからは、担当を黛に変えまして、食品の表示作成に関するソリューションについてお話しさせていただきたいと思います。

○eBASE・黛氏 私の方からこの後説明させていただきます。もう一つの資料に FOODSeBASE のご提案がありますので、1-2 の資料を開いていただけますでしょうか。

こちらの資料でご説明させていただくのは、最初を飛ばしまして、12 ページ目から御説明させていただきます。

今、矢島の方から説明させていただきましたのが eBASE のソリューションの全体像についてで、こういったことをやっていますよというお話をいたしました。その中で、最初の部分、eBASE の始まり、ソリューションの起点になっているのがこの FOODSeBASE というものでございます。この FOODSeBASE がどんな仕組みなのかをお話ししながら、その情報を使って仕様書の交換にどう利用されているのか、表示作成にどう利用されているのかをご説明させていただきたいと思います。

FOODSeBASE は元々生協さんから始まり、2005 年ぐらいから約 20 年進めさせていたっているソリューションでございます。しかし、元々は何が目的で始まったかと言いますと、当時生協さんでは仕様書の交換があまり業界内で普及しておらず、生協さんはとてもセンシティブな情報まで、気にされるお客様向けに事業を展開されていたということで、深い情報を最初から集めることをされていました。

その時に情報を集める仕様書がなかなかもらえず、精度が悪いといった課題を抱えておりまして、それを改善しなければいけないという生協全体の中での問題になっていました。その問題がなぜ起きていたかという、当時、生協さんでは、事業連合などいろいろあり、70~80 くらいの生協さんがいらっしゃいましたが、各社は違うフォーマットで仕様書の情報を集めていましたので、卸様は全国生協に展開しようとすると同じ商品を 70~80 回も転記入力しなければならないということが起きていました。これによって、当然精度は落ちますし、入力するのも大変で差し戻しも多く、すごく負荷になっていたというのが、逆説的に分かってきたというわけです。

それをどう解決するかという話の中で、70~80 のフォーマットは全然違うものなのかというと、そうではなく、横並びにしてみると 7~8 割方同じ項目なのです。したがって、各生協さんでバラバラに集めるのではなく、一つの統一的なフォーマットを作り、それをみんなで協力して集めていくようにしようというところから FOODSeBASE という仕組みのフォーマットが作られました。

こちらは、基本情報、原材料情報、パッケージの包材表示情報、製造品質や製造工程、いわゆる仕様書と言われるようなものに管理されるような情報をまとめて管理できるフォーマットになっておりまして、プラスして画像や産地証明書といったエビデンスのタグも全てまとめて登録を行って、エクセルの帳票ではなくデータベースの形で登録を行い、データベース同士で情報交換できるという仕組みを作ったのが FOODSeBASE の全体の管理の仕方となっています。そのフォーマットについては次のページに載せています。

食品情報管理用のパッケージソフトとして開発されており、食品の品質情報に関わるものや販促に当たって必要な項目を網羅していると言っています。網羅していると言っているのは、eBASE が詳しいからというわけではなく、様々な企業様と一緒に情報交換を進めていく中で、最初は生協さんから始まり、様々な他の小売様や卸様、メーカー様も使っていく

中で、こういった情報も仕様書管理として必要という、様々なご要望をいただきまして、その中から一社独自の要件ではなく、複数の汎用的な企業様で必要とされる項目や機能をどんどんアップデートしている形で付け足して、定期的にユーザー様との協議会の中でも見直しをかけながら、必要な項目の見直しや機能改善を進めている仕組みになっています。直近でいうと、法令の改定で、また新しくアレルギーのピスタチオが増えるのではないかなどが出てきていますが、そういったものも新しい法令改定の内容として、この中の協議体の中で実装方法が決められて、法令が変わるまでにはリリースされていきますというところで、必然的に法令対応ができるという仕組みで運営させていただいております。次のページになります。

規格化されたデータが用意できれば、それは原材料としても利用できるとか、自社の製品の情報として、様々なところに提出したり、消費者への開示に使ったりできると、先ほど矢島が話しましたが、様々な活用につながっているというところです。実際、今利用している企業の主要なところを 15 ページ目に記載させていただいております。

では、それをこの仕組みを使って、仕様書を集めたり、そこから表示に利用したりという主な機能について、少しご説明させていただきたいと思います。17 ページ目はその内容の全体像になっています。FOODSeBASE の機能はいろいろありますが、今回は原料を集めてくるところや組み合わせるところ、栄養計算表示作成といったところにフォーカスを置いて説明していきます。次のページを開いてください。

18 ページ目のところは先ほどお伝えした通り、フォーマットがバラバラであることによって、様々な課題がありますというところで、弊社の提案としては、19 ページ目のところです。弊社のフォーマットを使って、フォーマットを共通、項目の名称、定義を共通、提出手段を共通などで、関連資料をまとめて添付できるという形で情報交換できるようにしていくことをご提案しております。この時のポイントが、20 ページ目お願いします。

弊社の方ではエクセルのフォーマットを配って提出してもらうというやり方ではなく、eBASEjr.という登録用のソフトを仕入先さんに、収集企業様から案内してもらって、弊社のホームページからダウンロードできるソフトになっているのですが、それを取得していただき、そこにデータを登録いただくというやり方を採用しております。

これを行うことによって、データを提出する側も受け取る側も同じデータベースの仕組みを使って登録を行いますので、入力の手配であるとか、そういったものが行いやすくなっているという仕組みになっています。

エクセル帳票ですと、バージョンのずれが起りやすかったりするのですが、そういったことが起こらないような仕組みを導入しております。次のページお願いします。

さらに、フォーマットの登録にあたっても、もう一つポイントがありまして、仕様書のフォーマットというのが先ほどお話ししました通り、様々な企業で違うフォーマットを使っている、7~8 割方は同じ項目を使っているとお伝えしたのは、裏を返すと 2~3 割が違う項

目だということになります。ではその2～3割が何かといいますと、主に3種類ぐらいと弊社は見ておりまして、一つは自社専用項目、例えば発注コードであるとか、取引先コードであるとか、企業様ごとに扱いが違うもの。そして、二つ目が取引条件。例えば価格であるとか、いつから仕入れるかといった情報です。三つ目が物流条件で、どのような物流の経路をたどって納品されるのかといった情報です。これは小売様など、その情報提供を求める側が製品の品質情報だけでなく、そういったものも含めて商品情報として、欲しているということになります。

そうすると、その独自情報をフォーマットの中に組み込んでしまった時点で、その得意先にしか提出できない仕様になってしまうというのが、課題でございました。それをどういうふうにeBASEは対応しているかといいますと、FOODSeBASEという弊社が作った標準のフォーマットは、全2万7千社が同じフォーマットを使ってください。ただし、そういったFOODSeBASE仕様にかかわらない項目に関しては、独自画面を作ることができるようにしていて、この専用情報はFOODSeBASEの仕様書フォーマットとセットで提出いただくことができるという仕組みにしています。

これによって専用情報を標準的な項目から逃してあげることによって、複数の企業様で同じフォーマットを使っていこうというのがFOODSeBASEの基本的な考え方になっています。したがって、新しい企業が入るときに、どうしても元のフォーマットと比較を行いながら、そういったことをしていくのですが、その時にどこが共通部分でどこが専用部分かというのを切り分けながら、管理項目の整理を行うということになります。

そうしたことをすることによって、様々なバージョンアップやそういったものをフォローするということをしていて、23ページ目が、そういうバージョンアップを定期的にやっていること、24ページ目がバージョンアップの同期、25ページ目が新しい利用ユーザー様に向けて仕様操作の説明会などを行い、フォローを行っているというところを書いています。26ページ目のところで、実際利用する中で問題が出てきた時のサプライヤーのフォローをサポートセンターで行なっているということを載せています。そうしたことを行わないとなかなか新しいフォーマットを利用することが難しいと、たくさんのメーカー様とやりとりしている中で感じていることとございます。

データが集まればどういうことができるかというのが次からになるのですが、27ページ目にあるのが原料の規格書として集めた場合での使い方になります。その原材料の情報を使って、計算値を算出する。まず、最初に原料を各製品にいくつずつ入れるのかという投入量を入れて、配合を作ってあげるであるとか、その情報を利用して計算値を出して、栄養成分を製品に対して計算することができます。100g当たりや一食当たりなど、そういった換算を行うことも当然できます。

その次に、ラベルの作成のところ。28ページ目になりますが、原材料の中には当然原材料の配合表がありますので、それを製品側の配合率に合わせて再度計算し直して、重量順に並び替えたり、同じ名称のものを名寄せしたり、添加物であれば一括名や用途を見ながら、物

質としてそのまま表示しなければいけないのか、一括名で略称として出せるのか、あとはこの添加物と、この添加物だったら別の名前に直して名寄せできるのかなど、そういった法令に関する知識がないと判断できない部分を作成支援するといったことを行なっています。したがって、弊社の中ではこの表示作成、もちろん表示ロジックの開発も非常に難しいところだと思いますが、きちんと使える形で原料の情報を仕入先様から集めるという部分が一番、根本的なところだと思っており、そこが一番難しく、やはりシステム導入で苦労されている企業様が多いと思っておりますので、その収集部分に力を入れて進めているという形になっています。また、表示作成の部分に関してもユーザーの要望を受けながらアップデートを随時繰り返して、向上させているという仕組みになっています。概要ですが、ご説明させていただきました。

○加藤座長 よろしいですか。ありがとうございます。ただいま eBASE 様からご説明いただいた内容についてご質問等ございましたら、お願いいたします。なお、御質問のある委員におかれましては、挙手の上でお名前を言ってからご発言をお願いします。また、今回も最後にまとめて質問する時間を設けますので、その際にお聞きいただいても構いません。今のご説明に関しての質問がありましたら、お願いいたします。では、小川委員、お願いします。

○小川委員 委員の小川です。ご説明どうもありがとうございました。eBASE 様の今のご説明で、おおよその入力画面であるとか、扱われている情報については、正確ではないと思いますが、だいぶ理解できたと思っています。お伺いしたいのは、商品関連のデータベースに蓄積されている情報の項目数はどれくらいでしょうか。特に品質関係の情報を、消費者を含め皆で活用しようと考えた時に、取引情報や物流情報、品質情報など、いろいろな情報がある中で、どんな情報を何項目くらい管理されているのでしょうか。また、それらの情報をデータベースとしては、誰がどこで管理しているのでしょうか。実際に eBASE を導入されている小売店がそれぞれのサーバーで管理されているのか、それともクラウドベースで御社が管理しているデータセンターのようなところで管理されているのか、そのあたりの役割分担といいますか、データベースの管理システムについてお伺いしたいです。また、入力項目数については、小売様によって、7～8 割は同じだと言っていましたがおそらく必須入力か任意入力かといったあたりでずいぶん幅があるのではないかと思います。一概に言えないかもしれないのですが、平均するとデータとしては、何項目くらいで最小と最大の幅はどれくらいか、教えていただきたいです。

○eBASE・矢島氏 ありがとうございます。まず eBASE の品質業務向けの eB-FOODS という項目に関しては、データベースのデータの持ち方やデータベース構造の特殊性もあるのですが、基本 2000 ぐらいの項目です。eBASE って、その原材料の一個一個を項目として

持たせているので、その分少し項目数というとは多くなるのですけれども、項目の種類としては約 2000 ぐらいですかね。必須項目としては、各収集する小売様で自由に定義ができるような形にはなっているのですけれども、パッケージとして標準で必須項目として定義しているのがだいたい 20 前後です。

これは、あくまで品質系の情報だけなので、もう一つ我々のソリューション、MDM ソリューションに関していうと、物流系の情報とか、いろいろ取引系の情報が入ってきます。そうすると、プラスアルファで 300 から、しっかりする数が今言えないのですけれども、300～500 ぐらい加わるというようなイメージです。

データの所在に関してなのですけれども、まず我々の仕組みとしては、各社がそのデータベースを保持していただくというところがコンセプトになっています。そうすることで、各社が自由にデータベースの構築であったり、自由な扱いができるというところがメリットとして考えていますので、基本は各社様のデータベースにあるデータをバケツリレーのようにサプライチェーンで渡していくという形になるので、メーカー様の情報が卸様に行って、卸様の情報が小売様に行くというような形になっています。

もう一つ我々のソリューション、データプールのサービスに関しては、データプールのサービスなので、我々の方で保持しているという形です。ただそのデータを小売様でダウンロードして活用できるという形でいうと、小売様の環境に持ってきてデータベースを使うという形になっています。

○小川委員 一つ確認したいのですが、先ほどの各社がデータベースを保持してバケツリレーでというところで、小売さんと卸さんとメーカーさんというサプライチェーンの流れをイメージすると、小売さんが eBASE を導入した場合、eBASEjr.は小売さんから取引先のメーカーさんに配布され、メーカーさんが小売さんのデータベースに情報をアップロードするイメージでしょうか。

○eBASE・矢島氏 弊社のホームページでダウンロードできるようになるのですけれども、小売様が eBASEjr.でデータを送ってくださいますというご依頼をしていただくことになります。おかげさまでこの eBASEjr.というのが食品の各メーカー様ですでに導入されているケースがほとんどなので、そこに他社向けに作ったデータがあれば、それを二次活用できるような形になります。

○小川委員 小売さんがメーカーさんに eBASEjr.を渡して、直接情報を入れてもらうケースと、卸様を通して取引をされていて、その先にメーカーさんがいるような場合は、eBASEjr.は卸さんに配布されて、卸さんが情報をいれるケースがあるということでしょうか。

○eBASE・矢島氏 はい。卸様が小売様からデータを送ってくださいますと依頼して、小売様は

当然メーカー様から情報をいただかないと情報がないので、メーカー様から情報をいただくという形になります。その卸様も eBASE で情報を集められるような仕組みをご提供させていただいているという形です。

○小川委員 卸さんがメーカーさんから情報を集める時は、卸さんも eBASE と契約していて、卸さんの eBASEjr.がメーカーさんに行くみたいなイメージになるのでしょうか。

○eBASE・矢島氏 そうです。ただ無償で使える機能もありますので、無償の範囲内で、全て eBASE で情報のバケツリレーができるような環境を提供させていただいているという形です。

○小川委員 小売さん、卸さん、メーカーさんが繋がった時に最終的に小売さんが行くのだけれど、小売さんが発行した eBASEjr.が卸さんに行き、卸さんからその小売さんの eBASEjr.がメーカーさんに渡されるということはないということでしょうか。

○eBASE・矢島氏 eBASEjr.自体は我々が提供しているツールであって、その情報をどこに送るか、どこの小売様に送るかという、いわゆる送信先情報を提供させていただいているため、小売様から提供するという形になります。

○小川委員 わかりました。情報の流れがより把握できました。ありがとうございます。

○加藤座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。工藤さんよろしく願います。

○工藤委員 工藤でございます。ありがとうございます。26 ページになります。サポートセンターのことについて、これは常時開設されているのでしょうか。あと、ルーティンのシステムのフォローであるのでしょうか。あるいはメーカーさんや様々なところからどんなお問い合わせが、トラブルも含めてあるのでしょうか。そこら辺を少しお尋ねしたいと思います。

○eBASE・黛氏 サポートセンターは資料にあるとおり、平日の 9 時半から 17 時半と決まった時間に開いています。土日は開いておらず、年末年始などは休んでいるというのは、一般的なコールセンターと同じようなものと思っていただければいいと思います。

どんなサポートをしているのかと、本当にルーティンのものだけなのかということ、もちろんそうではなくて、やはり得意先様に提出する時に困ったことがあるとか、運用的に分からないことがあるとか、そういった質問もいただいています。あらかじめ導入する時に、サポー

トセンターにユーザー様の運用などを共有されたり、あとはそのユーザー様自身の独自の運用マニュアル等を共有いただいているものがあればお答えしたりもしています。

あとは管理項目に対する入力、どう入力したらいいのかという入力基準についても、eB-FOODS の食品のフォーマットは全社で入力基準が同じになっているので、基本的にお答えができますし、各社独自の項目についても、その独自項目についての入力基準を情報としていただければ、それをお答えするというのも実際にしています。

やはりユーザー様によって、お困りごとがいろいろあつたりするので、サポートセンターがいろいろフォローしながら登録していけるように、支援しているという仕組みになっています。

○加藤座長 はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。では金田委員、お願いします。

○金田委員 生活品質科学研究所の金田と申します。どうもありがとうございました。よく分かりました。教えていただきたいのですが、原材料メーカーが同じ商品をいろいろなメーカーに卸していると思うのですが、この時の情報はそれぞれeBASEの中でお渡しされているのか、別の仕組みで渡されているのか、教えていただきたいです。

○eBASE・黛氏 eBASE の受け渡しの方法はいくつか用意してまして、一番メジャーな方法は二つです。一つは eBASE の仕組みの中から特定のお客様に対してデータ送信をするというやり方です。これは、有償でデータを集める契約をしているユーザー様に可能な方法で、必須の設定を細かく設けたり、独自の項目を一緒に集めたり、様々なことができます。もう一つは、FOODSeBASE のフォーマットはアウトプットできるので、それをメール添付などで受け渡して、受け取ったユーザー様が自分で eBASE に取り込む方法です。これは無償でできるようになっています。

先程矢島がお答えした通り、サプライチェーンの中で eBASE の有償ユーザー様ではないユーザー様が間に挟まることもある時も、eBASEjr.関連の情報交換ができるようになっておりますので、受け渡しを行って有償ユーザー様まで受け継いでいけるような仕組みになっています。それぞれ、やはり eBASE jr.やサーバーのユーザー様など、いろいろいらっしゃるのですが、各社が自分の中にデータを持っているというのがポイントになります。

○金田委員 今の話でいくと、メーカーによって違う原料の情報が入力されることが防がれる、正しいデータがそれぞれのメーカーで入る仕組みをお持ちだという認識でよろしいですかね。

○eBASE・黛氏 はい。

○金田委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤座長 私からも2点お尋ねしてよろしいでしょうか。1点目は最初に説明していただいた資料の中で、スキップされたものではあるのですが、9ページの小売各社の商品マスターデータチェック結果という形でチャンピオンデータに関する記載があり、誤りがいろいろあるというようなことについて評価をしていらっしゃるということなのですが、この誤りがどういう形で出てくるのか。現実的に様々なデータが正しいと思ってやり取りをしているのですが、実際にはうまくやり取りができていないという現実的な状況を示しているかどうかを知りたいと思っています。このデータチェック結果が何を示しているのかを教えていただきたいというのが1点です。

あともう1点、二つ目の資料の1番最後の方で、今、一連のご質問をされていた方々の質問と繋がる場所かもしれませんが、原材料A、B、Cという形や、それぞれの元、川上の方が入力されたデータを引き継ぐような形にして最終的な加工製品のところの食品表示ラベルを配合した形で作成するという事で、様々な労働コストを下げていくという仕組みが作られているかと思います。ただし、万が一誤りがあった場合に、誰にどういう形で責任が発生してくるのか、また、どういう形でトレースできるのかということが気になります。最終的にはその小売様が商品を販売している時に正しい表示がされた商品が販売されていなければならないのですが、元々の入力の間違っているというケースであったり、原材料を正しく調理加工するべきところを、若干その当初のレシピ通りにきちんと配合されなかったことによって、誤った表示が出てくる可能性が単純に計算だけをしていくと出てくるのではないかということが危惧されます。御社のシステムの中で、それをチェックするような仕組みがあれば、正しい情報が確実に消費者に届くと思います。業務を効率化して進めていくことによって正しい情報が消費者に届かないということになってしまっただけは、これはまたおかしい話になると思ひまして、この仕組みのところについてのチェック機能、あるいは責任がどこにどういうふうになるのかということについて知りたいと思っています。その2点を少し教えていただけますでしょうか。

○eBASE・矢島氏 ありがとうございます。まず1点目です。最初の資料の、こちらは我々の商材えびすのうち食材えびすという、メーカー様にデータを登録提供いただいて運営しているデータプールサービスとは別に、さらに我々の持つデータプールの網羅性を高くするために、小売様が基幹システムでお持ちのものを双方で共有し、その中で多数決のロジックで、例えば、ケース入数という項目があり、10社からそのケース入数をもらいました。その中で、少し違う情報を持っている会社は何社もあり、10社のうち7社がこのAという値でした。一方で、他の企業が、Bという値であったり、Cという値であったりということになったとき、だいたい7割以上の企業が出しているこのAという値が、我々としてはチ

チャンピオンデータではないかと定義の仕方をしております。さらにメーカー様からいただいている商材えびすのデータがあれば、それを突き合わせて、さらにその精度を高めていくということもできます。このようなデータの我々のサービスとして、網羅性とさらなる精度向上といったところで、このマスターデータえびすという、小売様からの互助会的なサービスを展開させていただいております。

こういった誤りの傾向を我々の中でレポートとして提示させていただいており、結果として、結構誤りがあるということを改めて小売様の方に認識していただいたところがあります。

例えばどんな例があるかという、原材料が高騰しているケースです。金額が同じで容量が減ったという、ステルス的な値上げがあった場合です。同じ JAN でも、今までの容量が少し減っているのが本来の正解なのですが、少し古い容量の多い情報で管理していたようなケースがあると、誤りとして判定されたというようなケースがあります。

それを我々の方で、こういった誤りであったり、そもそもデータを持っていないという課題に対して、改善策として展開しているサービスになっております。

○eBASE・黛氏 もう一つのご質問についてです。表示作成で原料情報を集めたものを使って表示を作る際に、表示に誤りがあった場合の表示責任はどこにあるのかという話ですが、これに関しては、様々なケースがあると思います。

原材料の内容が完全に間違っていて、それが出てしまったというケースはやはりあります。ただその時に問われるのは、どこかという、やはり表示を出した製造メーカー側になると思いますし、製造メーカー様もそのつもりで表示を作っています。仮に原料が間違っていて、うちの表示作成自体が正しかったと、しっかり配合順になっているけれど、そもそものデータが間違っていたら表示が間違うということに関しては違うのですが、それも結局自分たちの責任になると思って、運用されていると思います。そのようなことから、きちんとチェックしなければならないという考え方になっています。

ただ、もちろん何か問題があり、指摘された際に、報告を上げることが最終的に必要になってくると思うのですが、その中で、もらったデータが間違っていたというのは、理由として説明しやすい部分ではあると思います。うちのチェックが甘かったかもしれないけれど、我々としてはどうしようもなかったと言える。その目的でも eBASE を使っていますというところもあります。eBASE でもらったデータの場合、その原材料の規格書をそのまま表示に使えますが、例えばエクセルの帳票でもらったりすると、それをまた自社の表示作成のエクセルに転記することが何回も発生するので、その途中でミスが起きてしまった場合はやはり完全に自社の責任になります。したがって、原料情報は少なくとももらったものをそのまま使って、表示を作っているということを担保したいというのは、やはりニーズとしてあると思います。加えて、もらったものに対する精度チェックについていうと、原材料構成表の入力にミスが起こりにくくなるように、例えば添加物であれば、厚労省が出して

いる添加物の既存添加物などをリストから選べるようにするとか、あとは添加物の表示対象外にする場合は、キャリーオーバーなのか、そういった区分をきちんと選んでいないと提出できませんとか、添加物製剤の場合はきちんと下層に添加物の原体として何が使われて、どういう配合率になっているか、確認しないと出せませんとか、そういうチェックをかけて、システム的に精度を上げる取組をやっています。ただ、もちろん原材料を書き忘れてしまったようなミス等、どうしようもない部分もあるので、間違いを全くゼロにするというのは難しいと思うのですが、システム的にできる部分に関しては、支援をするというのがまず一つやっている取組です。

また、最近では、原材料規格書としてもらったもので表示作成のロジックを動かしてみていることをしている企業様も増えています。配合表があれば、そこから原材料の表示を作れるという仕組みになっているので、その原材料構成表から作った表示案とパッケージに記載されている表示案が違ったら、そもそもどこか原材料構成表がおかしいということになります。そういうチェックの仕方をして、きちんとメーカー様が認識している包材の内容と原材料構成表が合っているのかという比較をする取組も、これはユーザー様がやっておられることですが、チェックを行ったりして、できる限り精度が高いようにするというのが、最近の表示作成の領域では多くなっていると思います。

○加藤座長 当初設計していたその商品設計通りの配合表になっているかどうかというのを、入荷したものに対してのラベルがあって、それを当初通りに配合したならば、このデータになるはずなのにずれているということは、どこかがおかしいぞという、そういうチェック機能が働くということですね。

理屈は分かりますが、そこから先は eBASE さんの方のソフトというよりは、メーカー様の方の様々な話になってくるので、ここで今 eBASE さんにお話を聞く内容を超えているかなという感じがします。

ただ、気になったのは、先ほど少し申し上げたように、こういうデータをいろいろ活用していくとか、様々なサプライチェーン中のリレーをやっていく中で、発生するミスというものを、このシステムの中ではどんな感じでチェックするのかというのが気になったので、二つ目の質問をして、一つ目がそれをチェックすることになっているものかと思ったので、合わせて尋ねさせていただいた次第でございます。ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。それでは、eBASE 様、どうもありがとうございました。続きまして資料 2 について株式会社エフシージー総合研究所様にご説明いただきたいと思います。株式会社エフシージー総合研究所様、よろしくお願いいたします。

○エフシージー総合研究所・森氏 ありがとうございます。皆さん、こんにちは。エフシージー総合研究所の森と申します。それでは、資料 2 をご用意ください。まず、この度は食品表示へのデジタルツール活用検討分科会にお招きいただきましてありがとうございます。

弊社エフシー総合研究所では、日本全国の食品関連事業者様へ食品表示の作成や栄養成分の計算を行うアプリケーション「食品大目付そうけんくん」の提供を行っております。今現在、2500 を超える多くのユーザー様にご利用いただいております。

本日の分科会では、弊社の「食品大目付そうけんくん」のサービスの概要をお伝えするとともに、この食品表示へのデジタルツール活用に向けた弊社の方針を簡単にお話させていただきます。

本日は「食品大目付そうけんくん」ユーザー様向けのサポートを主管しております私、森と、横におります営業部門を統括しております井田の 2 名でご案内をさせていただきます。私からサービスの概要についてご案内した後、井田から皆さまのご質問にお答えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。では、2 ページをご覧ください。

まず、「食品大目付そうけんくん」の運用イメージをご紹介します。そうけんくんは簡単かつ正確に食品表示を作成できるアプリケーションです。左上をご覧ください。運用の準備事項として、専用のフォーマットで仕入元から情報を収集いたします。具体的には、仕入元からエクセルの規格書を提出してもらい、その後システムに情報を取り込むという流れを設けています。

取り込んだ材料の情報を組み合わせますと、製品のレシピを登録できます。レシピの登録をしますと、規格書から添加物や栄養成分の情報を吸い上げまして、原材料名などの一括表示を簡単に作成することができます。そうけんくんの特徴は、この左に書いておりますような簡単にできるというだけではなく、当社が提供する法令データベースにあります。右側をご覧ください。

食品表示や食品衛生に関するデータベースを持っており、法令の改正があるごとにデータベース及びプログラムを更新いたします。それらを定期的にユーザーに向けて配信することで、ユーザーは最新の法令情報に基づいて食品表示の作成を進めることができます。

また、下半分になります。データ活用の幅が広いというのも、そうけんくんの大きな特徴です。登録した文字列や数値のデータをプリンターや計量器と連動するためのマスターとして出力することができます。全国のユーザー様では、そうけんくんに加えまして、工場や店舗で利用されている外部のサービス、外部のシステムともデータ連携をしながら、食品表示に関連する作業ミスの防止を実現いただいております。では、3 ページに進みます。

このように、サービスの分かりやすさや法改正に合わせたプログラム更新はもちろんですが、お客様にご利用いただければ、サービスの効果は発揮されません。そこで、専門スタッフによるサポートにも力を入れております。

商品研究所という立場だからこそのサービスを心がけています。食品品質管理の経験者による運用支援、定期的な Web セミナーの開催による情報の提供、専門のエンジニアによる運用の支援、通信要件の確認など、ご導入に向けたサポートを通して、お客様の業務や運用に対する不安を減らせるように心がけております。4 ページをお願いします。

ユーザー数の推移になります。2007 年に発売してから、15 年以上サービス提供を継続して

きました。本日時点で全国 2500 以上のユーザー様にご利用いただいております。今から 10 年前の 2015 年ということになるのですが、この辺りは 300 程度であったライセンス数も、今ではその 8 倍以上となっています。きっかけは 2015 年に食品表示基準が施行されたことです。それ以前の関係法令に分散していた食品表示のルールが、食品表示基準に一元化、一本化されました。

2015 年以降は、食品関連事業者の皆さま、また表示行政の皆さま、弊社にとっても激動の時代であったということは間違いありません。その後、2020 年に新型コロナウイルスの感染流行が起りましたが、リモート勤務の浸透や働き方改革、また情報管理が見直されて、DX 化の後押しを受けて、今でも多くの食品関連事業様とお取引させていただいております。では、次の 5 ページをお願いいたします。

それでは、ここからはそうけんくんに関連するユーザーを中心とした食品情報の流れについてご案内いたします。話題が変わりまして、次の 6 ページに進んでまいります。

まずは真ん中の部分をご覧ください。そうけんくんユーザー、そうけんくんを採用している企業における情報の流れについてご案内いたします。まず、真ん中がそうけんくんを採用している食品関連事業者、そうけんくんユーザーです。

まず、ユーザーから仕入元である原材料メーカーに対して原材料規格書の作成依頼がされます。左にご注目ください。依頼を受けた原材料メーカーでは規格書チェックツールという無償のツールを使い、食品の規格書作成が行われます。このツールも弊社が提供しております。

規格書がユーザーに提出された後、ユーザーの中では取込み作業が行われまして、エクセルから電子のデータに変わり、これが食品表示の根拠となります。この規格書には、原材料名や添加物名、アレルゲンなど、食品表示の作成に必要な情報が網羅されています。

エクセルの規格書がユーザーに提出された後、データの取り込みが行われ、ユーザーが利用している原材料の一覧が出来上がります。つまり、ユーザーごとのデータベースの中に使っている食材や添加物の一覧ができるようになりまして、材料の情報の一元管理ができるようになります。

続いて、原材料の中から任意のものだけを選択して配合、いわゆるレシピの登録管理ができるようになります。原材料規格書から取り込まれた原材料データの一つ一つには、先ほど申し上げたように、どのような添加物やアレルゲンが含まれているかということが分かりますので、一括表示の作成を行うことができます。

そうけんくんでは右下のように名称や内容量など、具体的な情報も登録データベースで管理ができますので、登録後は B to C、いわゆる消費者や購入者向けには食品表示として、B to B 向けには取引先に向けた規格書、カルテ、書類などに形を変えまして情報が開示され引き継がれていきます。次の 7 ページに進みます。

今ご覧いただきましたように、原材料メーカー、そうけんくん、ユーザーである食品関連事業者、その販売先又は消費者や購入者へと情報が引き継がれていきます。したがって、

その大元となる原材料規格書の内容は非常に重要であるということがお分かりになるかと思いますが。

日本全国の食品関連事業者様では、まだまだシステムに不慣れなお客様も多く、弊社としてもできるだけご負担をおかけしないように規格書のフォーマットというのは企業が取り扱いに慣れたエクセルを採用しています。エクセルは汎用性が高いですが、皆さまも少しお気付きのように、行列が崩れてしまいやすく、また入力する内容の統一が難しいという問題があります。

そこで、弊社では規格書の作成補助や内容のチェックを行うそうけんくん規格書チェックツールという無償のツールを開発しまして、日本全国の原材料メーカー様又は食品関連事業者様約7万ユーザーに無料でご利用いただいています。

このツールにより、エクセル規格書の所定の欄に想定する情報が入力されているか、行列は崩れていないか、登録された添加物の名称は正しいか、などのチェックができるようになっていきます。これにより、売り手、買い手ともに精度の高い食品情報を確認し、流通することができるようになります。次の8ページをご案内いたします。

先ほどのスライドでお話しした食品表示作成の手順を、実際の画面イメージも交えて解説いたします。三つのステップでできるだけ簡単に合理的に食品表示が作成できるように機能を調整しています。

まず、①番は規格書の取り込みです。エクセルの規格書からシステムに情報を取り込む機能を搭載しています。取り込みたいエクセルのファイルを選び、取り込みを実行すれば、規格書エクセルから情報がデータベースに取り込まれ、原材料の一覧が作成できます。

続いて、②番は配合表の登録です。このように画面上で、どの材料を使うか、またどのくらいの量を使うか、レシピ、処方が登録できるようになります。レシピを作成しますと、原材料の段階でそれぞれの食材、添加物の製剤などに、どのような添加物がどんな用途で使われているか、どのアレルゲンの成分が含まれるかということが分かっていますので、レシピを登録するだけで、食品表示の原則となる重量順の原材料名、添加物、アレルゲン表示の根拠が整理された状態となります。

最後に、③番は一括表示の作成です。②で登録した配合表の情報を元に、食品表示基準の規定に沿って食品表示を作成できるようになっています。例えば、着色料の用途で使用した添加物を、これを「着色料（カロチノイド）」と用途を併記して表示するのか、用途を省略して「カロテン色素」と表示するのか、このような細かな調整はそうけんくん内部の諸設定により対応できるようになっています。

ユーザーの要望、これは弊社ではポリシーやこだわりというふうに呼んでいるのですが、それらに基づいて原材料名や栄養成分の表示が作成できるようになっています。次の9ページに進んでいただけますでしょうか。

ここまでの食品表示作成の手順となりまして、この後は活用の手順をご案内いたします。一定の手順で表示作成をした後も、データそのものを幅広く活用できます。一つ目にご利用い

ただいているのが、エクセルマッピング出力という機能です。これは様々なエクセルの形に書き換えまして、情報の出力が可能です。

A 社向けのカルテや B 社向けの商談時に行うような情報、PITS のような標準商品規格書項目に定められている食品表示に関連する項目は全てカバーしていますので、エクセルの形というものであれば、かなり自由度が高く出力できるようになっています。続いて、10 ページです。

エクセルに出せるということは、もちろん文字列のデータなどでも出力できます。ファイル出力というふうに呼んでおりまして、そうけんくんから CSV データや文字列のデータを出力することで、他のサービスとの連携やラベルプリンター用のデータとして活用が可能です。

例えば、食品関連事業者様ではプリンターシステムへのデータ登録時に誤操作をしてしまい、結果として表示内容と内容物の不一致が起り、回収につながるという事案も少なくありません。このようなデータ連携の機能を活用することで、データ登録時のミス削減にご活用いただいております。次の 11 ページです。

近年では他社のサービス、こういったものと情報連携にも取り組んでおりまして、株式会社インフォマートの B to B 規格書サービスとの情報連携も公式に行っております。

どのようなことができるかという、双方向でのデータの流通ができ、そうけんくんが作成した情報は製品の情報ですから、B to B 規格書というデータベースに取り込んでいただく方法、また、B to B 規格書という原材料の情報を収集するサービスがありますので、それらで収集された原材料の情報をそうけんくんに取り込むということ、そのどちらも対応しています。ユーザーが使う原材料の情報、ユーザーが仕上げた製品の情報のどちらも活用できるということです。次は 12 ページとなります。

ここまではそうけんくんからデータをどう出すかになりましたけれども、そうけんくんによるデータの維持方法を最後に 12 ページでご案内いたします。そうけんくんチェックツール、食品大目付そうけんくんの運用プラン、データのあり方について改めてご案内いたします。まず、一行目はそうけんくん規格書チェックツールです。これは無料のツールです。ユーザーの PC 単位、PC ごとにインストールして利用していただきます。データベースの機能はありませんので、作成した規格書はエクセルの形式で保存されています。

続いて、2 番目から 4 番目が食品大目付そうけんくんの有料サービスとなります。全部で三つの運用プランがありまして、データの編集参照を行うアプリケーションのインストール上限とデータの保存先、このデータベースの格納先がどこかということで、プランにより異なっています。

二行目の「スタンドアロン」についてご案内いたします。これは 1 台の PC で運用するプランです。操作の PC は 1 台までとなり、データベースも同じ PC の中に格納されていきます。PC の中でコンパクトに運用するということです。

続いて、三行目は「クライアントサーバ」です。データはユーザー環境内のデータサーバー

で運用するプランとなります。つまり、ユーザー様の資産の中で運用されるということです。データ編集参照のクライアントは 5 台以上で運用ができます。データベースはユーザー環境内のサーバーに格納されますから、スタンドアロン版と比較して大規模・複数名での運用ができるプランとしてご案内しております。

最後に、四行目は「DB+」です。これはクラウド上のデータベースで運用するプランです。弊社がユーザー専用のクラウドデータベースを構築し、それを利用させていただきます。これによりユーザーとしては、先の三行目のクライアントサーバのようなサーバーや、それに付随するネットワーク環境を構築する必要がありませんので、複数名・複数拠点での運用が比較的簡単に可能になるものです。したがって、今では「DB+」というものが非常に多くの企業様でも注目されています。

次に 13 ページ以降のご案内となります。駆け足ではありましたが、弊社のそうけんくんのサービスのご案内は以上で終了となりまして、最後に、食品関連事業者様のお悩みとデジタルツール活用に向けた弊社の考えをお話しさせていただきます。14 ページをお願いいたします。

先ほどまでの説明からは漏れていたのですが、そうけんくんは特に中堅・中小の企業様でも手頃にご利用いただけるサービスを心がけて活動しております。ですから、まず直近のここ数年における特に中堅・中小の食品関連事業者様のお悩みを整理させていただいております。

業務の中で、原材料や製品情報の確認作業が多く発生していて、正確性に加えて、情報の提供速度、いわゆるスピード感についても求められています。この背景には三つの要因があると整理しております。

一つ目は、事故事案に起因する取引先に向けた情報提供に苦勞されています。どこかの企業で食中毒や表示に関する事故事案が発生しますと、それに関連する問合せ業務が食品関連事業者に集中いたします。関連する原材料を利用していないか、特定の添加物の製剤を使っていないかなど、こういった原材料の問合せに対応するべく調査が必要になっているということです。

続いて、二つ目はポストコロナによる全国の保健所や農政事務所の監査の活発化があります。食品表示基準が完全施行となりました 2020 年には、新型コロナウイルスの感染流行があり、多くの表示行政においても十分な監査が行えない状況にありました。現状ではポストコロナとして、表示行政における監査業務も従前の水準に戻りつつあり、活発になっているかと思います。消費者はもちろん、行政からのお問い合わせにも万全に対応できるようにと、食品の情報のあり方や管理の方法について見直しが求められています。

三つ目、これが大きいかと思いますが、物価上昇、つまり原材料費の高騰です。これまで使用していた原材料が物価上昇により利用できなくなってしまう、そもそもその製造が中止されるといったことも現場単位で広く発生しています。こういった原材料の情報が変わってしまう時には、その原材料をどの製品に利用しているのか確認を行い、必要に応じて原材

料の変更に伴い、表示される原材料名であるとか、添加物表示の変更、栄養成分表示の見直しなどにも必要になります。次のページお願いいたします。15 ページです。

こういった背景がありまして、弊社のサービス「食品大目付そうけんくん」も多くの食品関連事業者様にならずにご利用いただいております。とはいえ、そうけんくんをご利用いただいている企業も日本全国で見れば、ごく一部ということになります。多くの食品関連事業者様はどうしているのかというと、まだ多くの企業がその情報管理を汎用の表計算ソフト、我々も使い慣れているエクセルで行っています。

ご提案を進める中で感じるのは、やはり簡便、安価、合理的なアプリケーションが望まれているということです。その要因を整理してみました。

まず一つ目として、食品情報管理の専任者がいないという企業も多くあるということです。大手企業であれば食品衛生、品質保証を専門に行う部署がありますが、中堅、中小企業では営業部門や商品設計の担当者が兼務で行っているというケースも珍しくありません。複雑なシステムでは、多忙な中で導入を行うのが難しいというようなケースも多く見られます。二つ目は予算です。原材料高騰の流れの中で、数百万円以上のシステム投資をかけたいのだけれども、なかなかかけられないという企業様が多いと感じております。安価なアプリケーションでピンポイントなものができるとということが求められていると感じております。

先ほどご紹介したプランのところで、弊社が提供しているアプリケーションでも、いずれも年間のコストは 50 万円未満のプランが多くなっています。その規模でなんとか予算が取れるとおっしゃるお客様も少なくはありません。

三つ目はデジタルツールに対する苦手意識。これも強くあるかと思います。例えば、PC の操作を自動化する RPA ツール、こういったものも多くの伝票類を取扱う受発注の部分、総務部門では浸透が見られますが、品質管理や衛生管理の部門ではまだあまり浸透していません。運用部門における悩み、つまり当社でいうと食品表示ということになりますが、それをピンポイントで解決する合理的なツールが求められていると思います。

ピンポイントでというところとつながりまして、最後の 16 ページをご案内いたします。これで最後のスライドとなります。簡単ではございますが、弊社のデジタルツールに対する考えを述べさせていただきます。

事業者と消費者、言い換えますと購入者と弊社は呼んでいるのですが、その双方をつなぐのがデジタル表示であると考えております。その効果的な運用のために、双方に対してメリットがあることが必要だと考えています。例えば、そうけんくんのような食品表示作成ツールから真ん中のデジタル表示データベースにデータが反映できるようになれば、事業者にとってはよりスムーズに情報の更新ができるようになります。

どの事項についてデジタル表示を認めるかというのが今後の争点になるかと思います。デジタル表示の活用というのは、表示をデジタル化するというのが目的ではなく、価値ある食品表示を事業者と消費者でそれぞれどのように活用していくのかというのがポイントになるかと思います。このことから、どの事項についてデジタル表示を認めるかというのが今後

の論点になるかと思います。

少し一例を挙げますと、例えば現状では容器包装への表示が求められている添加物表示、これをデジタル表示に置き換えることができるのか、こういったところがあれば事業者にとってはかなり利便性が増えるでしょうけれども、消費者の関心が高いというところで、今は容器包装の表示が必ず求められるものになっていますので、こういったことが論点になると考えています。

さらに事業者の視点に立ちますと、公開しているデジタル表示のうち、どの表示がよく視聴されているのか、つまり購入者の関心が高いのかという確認ができれば、購入者のニーズ把握につながっていきます。

反対に購入者、消費者の立場で言いますと、チャットアンケートであるとか、こういった事業者とのコミュニケーション機能や、自分が欲しい情報、原材料名やアレルゲンの情報だけをプッシュ通知で受け取れるなど、こういったツールや機能があれば、より実用的なツールとして浸透するのではないかと考えています。

以上、駆け足ではございましたが、弊社「食品大目付そうけんくん」のご紹介とデジタルツールの活用に向けた考えを述べさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○加藤座長 ありがとうございます。ただいま、株式会社エフシージー総合研究所様からご説明いただいた内容につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。最後のところで、この本分科会に関するいろいろな考え方や論点の整理、定義、提案等もしていただきましたけれども、その部分も含めて何か質問がありましたら、委員の方からよろしく願いいたします。いかがでしょうか。金田委員お願いします。

○金田委員 生活品質科学研究所の金田です。ありがとうございます。すごく分かりやすい説明で良かったです。1点教えていただきたいのですが、7ページのところです。今回のこのツールではそうけんくん規格書チェックツールが肝になるというところに感じました。ここで、入力間違いではないのですが、ここの部分で入力が正しくされていることを多く確認する仕組みのようなものがあれば教えていただきたいです。

○エフシージー総合研究所・井田氏 エフシージー総合研究所の井田から回答させていただきます。

まずこの規格書チェックツールでそういったミスが起きた場合のチェック機能ですが、いくつかございます。まず1点目がアレルゲンの抜け、漏れの可能性がある場合。例えば原材料名に「醤油」などの文字が入っていた場合に、アレルゲンの列に小麦、大豆、そういったアレルゲン情報が記載されていなければ、規格書をチェックしたタイミングでそういった警告が出るような仕組みとなっております。

栄養成分の表示義務項目があるかと思いますが、そういった項目に抜け、漏れがあった場合

にも、同じく警告が出るような仕組みとなっています。

最後に3点目です。添加物の情報です。こちらはeBASEのシステムと同様にリストから選択できるようにもなっていますが、エクセルですので、手入力もできるようになっています。そういった手入力をした場合に、誤字・脱字があった場合に警告が出るような仕組みになっています。以上です。

○金田委員 ありがとうございます。

○加藤座長 今回のチェックはまさにRPAベースでやっていくところでの、あるべきものが入力されていないというチェック程度ということで、それほど人工知能やAIのレベルではないのでしょうか。

○エフシージー総合研究所・井田氏 はい。そこまでのものではありません。

○加藤座長 したがって、それほどコストのかかるようなものではなく、そのぐらいのものは装備することが可能だということでしょうか。チェックとしては。

○エフシージー総合研究所・井田氏 そうです。この規格書チェックツール自体は無償のサービスです。

○加藤座長 無償でできるぐらいのものということですね。分かりました。ありがとうございます。

○小川委員 ありがとうございます。東京海洋大学の小川です。そうけんくんの2,500ライセンスのユーザー像を確認したいと思っています。ユーザーさんは、中堅や中小の食品メーカーが主であると理解したのですが、そういう認識で合っていますか。

そうけんくんは、表示に特化したシステムなので、メーカーさんが法令に即して食品表示を作る場合と、あとは業務用食品の場合は取引先に提供する規格書を作る際に使われます。その情報をデジタル化で活用しようと思った時に、消費者にもメーカーさんが表示する義務項目や、プラスアルファとして義務ではないけれど表示したい項目が網羅されているというイメージを持ったので、その点はいいシステムと思いました。その一方で、中堅や中小の食品メーカーがメインのユーザーであるということで、データの管理のパターンが気になっております。12ページに「スタンドアロン」、「クライアントサーバ」、「DB+」というので、この三つのパターンがあるようなのですが、この2,500ユーザー様というのは、どんな分布というか、「DB+」が多ければ、すごく活用できそうだと思ったので、そのあたりを教えてください。

○エフシージー総合研究所・井田氏 まずそうけんくんユーザーである 2,500 ユーザーのイメージ像です。こちらに関しては、約半分が食品製造業になります。原材料を製造している企業様や食品メーカー様、そういったところも該当します。残りの 4 割が小売業、スーパーマーケット様です。スーパーマーケット様がプロセスセンターで商品を作るですとか、バックヤードでお惣菜を作る際に、こちらのそうけんくんをご利用いただいています。残りに関しては、ホテルや外食企業様、そういった企業様にご利用いただいています。

次に 12 ページ目です。「スタンドアロン」版、「クライアントサーバ」版、「DB+」版の内訳です。概算になりますが、7 割が「スタンドアロン」のお客様です。手元のパソコンの中で、データベースを管理している企業様がまだまだ多いです。

1 割が「クライアントサーバ」で、残りの 2 割が「DB+」のユーザーです。「DB+」が非常に増えているという説明をさせていただいたのですが、こちらはリリースして 3 年目のサービスでして、直近は「DB+」を採用する企業様が多いというところになります。「スタンドアロン」に関しては、15 年以上前のリリースした時からあるサービスですので、積み上げてきた数字からして、約 7 割が「スタンドアロン」といったところでございます。

○小川委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。差し支えなければで結構なのですが、それぞれのサービスを利用する時の料金は、だいたいどのような感じなのでしょう。

○エフシージー総合研究所・井田氏 はい。「スタンドアロン」版の場合は 30 万円でご利用いただけます。初年度 30 万円、次年度以降は毎年 12 万円でご利用いただけます。続いて、「クライアントサーバ」版に関しては、初年度 85 万円でご利用いただいて、次年度以降は毎年 20 万円でご利用いただけます。「DB+」版に関しては、ライセンスの数もあるのですが、例えば 2 台のパソコンで使いますとなれば、初年度 42 万円、次年度以降 27 万円でご利用いただけます。

○加藤座長 よろしいですか。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは続きまして、資料 3 について、東京システムハウス株式会社様にご説明いただきたいと思います。東京システムハウス株式会社様、よろしくお願いいたします。

○東京システムハウス・俵積田氏 東京システムハウスの俵積田と申します。これから弊社のサービスについてご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。早速、3 ページ目をお願いいたします。

弊社で販売しておりますサービスが二つございます。一つは「TOREPAS」と呼ばれる食品企業様向けの品質情報管理システムです。もう一つが原料規格書回収サービス「TOREPAS

BANK+」という二つのサービスを販売しておりまして、今日この二つの機能についてお話をさせていただきたいと思います。

弊社のシステムですけれども、食品企業様の中でも部門がいくつかあるのですが、購買部門や品証部門の方々と原料管理をしていただいたり、品証・研究開発部の方々と配合商品を管理されているシステムになっております。

次のページをめくっていただきまして、「TOREPAS」は15年ほど続けさせていただいているビジネスとなっており150社以上、「TOREPAS BANK+」は30社以上の導入企業様がいらっしゃいます。5ページ目になりますが、こちらが全体像になります。弊社の発表資料は細かい部分がございますので、少々お付き合いいただければと思いますが、「TOREPAS」と「TOREPAS BANK+」がございますが、「TOREPAS」につきましては、三つのデータベースから成り立っております。この真ん中の原料配合商品のデータベースが登録できるデータベースになっておりまして、「TOREPAS」のシステムの中で、データがリンクされている状態で管理されます。この原料データベースはインプットとしましては、食品メーカー様が扱う原料規格書のエクセルファイルがインプットになります。

システムからのインプットはエクセルファイルを使ってインプットしていきます。配合データベースは商品の構成を組むところで、商品のパッケージに使われる情報を管理するのが商品データベースになっています。

「TOREPAS」を使うメリットは二つで、情報を溜めて利活用するためにアウトプットできることと、有事の際の検索ができることになります。今までエクセルファイルなどで管理していたものがデータベースにあることによって、原料から商品を検索できるようにするというのが目的の一つでございます。

左の「TOREPAS BANK+」というロゴがございますが、こちらは原料回収管理サービスで、この後ご説明しますが、ドキュメント管理システムになっております。これは食品メーカー様と仕入先様、サプライヤー様が原料規格書をやり取りするためのクラウドサービスになっております。「TOREPAS」と「TOREPAS BANK+」の棲み分けがここにあります。

6ページ目が「TOREPAS」の特徴となっておりますが、細かいところがございますので、簡単に説明していきたくと思いますが、データベースを一元管理できるというのが特徴の一つ目です。二つ目は検索ができること。三つ目は原料規格書を使ってデータベース化することができるということです。

7ページ目が四つ目になります。原料配合情報から原材料表示の作成、商品の栄養成分の計算が行えます。五つ目は取引先様へのアウトプットとしての商品規格書に向けたデータの出力機能が備わっているというのが特徴でございます。

8ページ目はRPAソリューションというものがございまして、「TOREPAS」は品質情報管理システムとして扱っていただいておりますが、そちらのシステム以外のところで、ロボットが自動的にできるようなところを手助けするためのソリューションということで、合わせてご利用いただいているお客様がいらっしゃいます。

本日の発表ではデータ管理をどのように行っているかというところをお伺いしたいという話でございますので、こちらが企業様のデータ登録のイメージになっています。まず原料のデータ登録から始まり、配合構成の登録、原材料表示の作成、商品の登録、アウトプットというように左から右に流れていくようにデータ管理をしていただいております。

後ほど画面のご紹介もございますが、原料データベースでは約 150 項目ほどの項目が管理できる画面が用意されております。配合は商品の構成のレシピの管理などを行いますので、50 項目ぐらいです。商品データベースは 200 個ほどの項目が管理できるものになっております。

11 ページ目につきましては、先ほど申し上げた原料と商品配合のつながりをイメージしたのになっておりますので、ご紹介だけですが、食品企業様の中では中間品や半製品など、製造途中の段階で生まれるデータもあると思いますが、そういったものも登録して、ツリー構造的にデータを管理するということができるシステムになっております。

12 ページ目は細かい点ですが、バージョン管理といって原料規格書のデータの管理を、履歴の管理のような形で過去の登録や最新の情報の登録が全てトレースできるようになっております。

13 ページ目からは実際の画面のご紹介になっておりますが、少し飛ばしながら、15 ページ目がこちら原料規格照合管理という画面のイメージとなっています。基本情報、原産国や JAN コード、取引情報などが登録できるような画面です。16 ページ目は原料規格書に書かれている栄養成分を管理する画面、17 ページ目は原料規格書の詳細情報が管理できる画面で、基本的には原料規格書を管理することに特化した画面が用意されています。

原料規格書をインプットとして使用するという点ですが、原料規格書のフォーマットは取引先様によってさまざまなパターンがあるというところで、弊社 TOREPAS 向けの原料規格書と、食品メーカー様の書式、どちらでもインプットとして使用できるパターンでご利用いただいております。

駆け足ではございますが、21 ページ目。こちらは配合のところになります。24 ページ目を見ると、基本的にはレシピを登録できるようなものになっております。利用する原料の明細を登録し、重量を入力するということです。

こちらは先ほどご質問もあったかと思いますが、この重量の登録はお客様が行っておりまして、ここでの重量をチェックする機能は備わっておりません。そのため、こちらをエクセルにアウトプットして社内でチェックするという運用を工夫していただいているのが実情でございます。

このように配合のレシピを登録していただいた後は、25 ページ目、少し画面が小さいのですが、こちらが表示作成というところなんです。先ほどのエフシージーさんの画面に近いもので、原料のデータベースに登録している表示に関わる情報を全て集約した画面が 25 ページ目です。26 ページ目は実際に表示文を生成するための画面です。原料のデータベース、原料規格書に登録されているデータを元に表示文を作っているというものになりますので、この

インプットとなる原料規格書が、全てと言っても過言ではないという形でございます。

27 ページ目は商品の栄養成分の計算ですが、こちら原料規格書に書かれている値と商品の重量を使って自動で計算されるものになっております。

28 ページ、29 ページは画面のご紹介となっておりますので、ここは飛ばさせていただきます、31 ページ目になります。ここからは商品の画面のご紹介と機能のお話になります。ここまでは原料規格書で原料データを登録していただき、配合でレシピを登録して、最後の商品データベースという流れになっていきます。

33 ページ目から画面のご紹介になっています。約 200 個の項目数があるというところで、基本的には手入力していただいているケースが多いです。34 ページ目は栄養成分の表示値が計算できるような画面が用意されていたり、35 ページ目では自動で作成した現在の表示文を画面に転記したり、エクセルにアウトプットしたりするような画面のイメージです。

36 ページ目は原料データベースから情報を集約し、含まれているアレルギーを可視化できるような画面が用意されているものになっています。37 ページには商品のコンタミ情報の画面が用意されています。38 ページ目は商品に使われる荷姿、包材の情報、製造工程と商品の原料構成をツリー構造で見ることができるような画面が用意されているものになります。

39 ページ目はファイル添付ができますというご紹介の画面です。

40 ページ目ですが、こちらは項目数が先ほど原料 150、商品 200 というご紹介をしたのですが、企業様によっては「TOREPAS」で管理する項目以外の項目も管理できるということで、お客様独自に項目を追加できるような仕組みがございます。こちらを自由項目と呼んでいる画面ですが、企業様によっては平均して 10 個ぐらい登録して運用いただいている企業様が多いです。全く使っていないお客様というのは基本的にはないぐらいです。

41 ページ目では、ここまで原料配合商品登録した内容を取引先様のエクセルにアウトプットするという機能がございまして、基本的にはエクセルにアウトプットして情報を外に出していただくようなシステムになっております。

42 ページ目はシステムの構成についてですが、先ほどデータベースはどこにあるのかというご質問もあったように、弊社は二つのパターンがありますが、今はクラウドにデータベースを設置して、どこからでもアクセスできるような提供をしております。約 10 年ぐらい前だと、クラサバといって、今でいうオンプレです。企業様の中にサーバーがありますので、そこにデータベースを置いてデータを運用いただいていたという形になります。

44 ページ目から「TOREPAS BANK+」というサービスのご紹介になっています。こちらも簡単に言うと、ドキュメント管理システムですが、食品メーカー様とサプライヤー様の原料規格書をやり取りするものをクラウドサービス、Web システムで行えるものになっています。こちらは承認フローです。ワークフロー付きで業務の見える化ができるようなサービスとなっております。46 ページを見ていただきますと、業務の一つの流れですが、だいたい食品メーカー様は原料規格書を必ず回収していますが、依頼する部門に担当が各自い

まして、依頼をして回収して中身をチェックするというやりとりがあることをすべてサービス上で行えるようなものになっています。こちらはワークフローになっていますので、サプライヤー様からいつに誰がどういうファイルを提供されたかというものが履歴に残ります。したがって、先ほどあったご質問のように、トレースできるような仕組みになっています。

原料の使っているファイルがいつの時点のファイルと原料規格書だけでなく、それに使われる関連ファイル、証明書や画像ファイルなど全てドキュメント管理できますので、最新情報をこちらで管理できるものになっています。47 ページから画面のご紹介になっておりますので、少し飛ばしていきます。

53 ページの方まで少し飛ばさせていただきますが、「TOREPAS BANK+」がドキュメント管理システムで、「TOREPAS」が文字列情報データベースということで、少し棲み分けが異なるのですけれども、「TOREPAS BANK+」で回収され、管理された原料規格書をボタン一つで「TOREPAS」の原料データベースに流し込むことができるというところがございまして、最近ではこの 2 つのサービスをご利用いただいているお客様が増えている形になります。

この「TOREPAS BANK+」をご利用いただくことの最も大きなメリットが次の 54 ページになります。これが食品企業様の中で、かなり課題と考えられているところで、回収された原料規格書が基本的にはエクセルファイルであるため、これをチェックするのが大変ということで、前回提出いただいた情報と今回提出されたエクセルファイルの中身を項目単位で比較して、差異があるところや、抜け漏れがあるところを事前にチェックできるような仕組みになっています。

法令的なチェックというよりは、抜け漏れチェックというような目線が強いです。このようにデータベースに入れる前に防ぐための施策という形でこのような仕組みがございまして。

最後にまとめてございまして。二つのサービスがある中で、「TOREPAS BANK+」のドキュメント管理を主に行えるシステムと「TOREPAS」はデータベースを管理しているシステムで、情報を利活用するためにデータを溜めていただいているといったものになります。少しいっぱいでしたが、以上でございまして。

○加藤座長 ありがとうございます。ただいま東京システムハウス株式会社様からご説明いただいた内容につきましてご質問等ございましたら、お願いいたします。また、今ご説明いただいた 3 社の説明を聞いた上で、改めてまとめた質問がありましたら、それも合わせてこの時間でご議論をお願いしたいと思います。どなたでも結構でございますので、挙手をお願いいたします。では、斉藤委員お願いします。

○斉藤委員 セブン-イレブンの斉藤と申します。この場の質問として、ふさわしいかわかりませんが、実務的に言うと、配合を非開示というケースがあるのですが、その時の

栄養成分表示の算出というのは整合性が実際に取れるのかということであったり、あとは、実際にメーカー様が入力して、ユーザー様側には非開示するといった機能は、あるのですか。

○東京システムハウス・俵積田氏 機能というよりは、アウトプットする項目をお客様が取捨選択できるようになっていますので、エクセルにアウトプットするときにその栄養成分の項目を出さないですとか、別のところから持ってくるということもできる仕組みになっていますので、その柔軟性が高いような感じになっています。

○斉藤委員 そうけんくんだとどうなるのですか。配合非開示の場合についての栄養成分表示の算出ということについては。

○エフシージー総合研究所・森氏 非開示の問題についてはいろいろお客様であるとかサプライヤーの皆さまからお問合せいただくのですが、まず表示がそうけんくんの内容ですと、アウトプットするときに非開示にするというような選択は、今のシステムハウス様からお話が合ったように設定ができます。出力を希望するものだけアウトプットで出力することは、ユーザーの立場で行うことができます。

一方、ユーザーが集める原材料のデータについて、サプライヤーから情報提供を受けた時点で非開示とされることはございます。原則として、これはやはりシステムでは制御ができないということになりますので、大きく 2 つのご案内をユーザーにはしております、まず一つ目については、もう一度サプライヤーに対して、原則重量順ということで、法令で定められている添加物表示、これを作成するために必要な情報であるので、再度確認を求めてほしいということを行っております。

つまり、お互いの企業同士の信頼によって成り立つということになります。もう一つそうけんくんの特徴としましては、非開示というような形でも、表示が抜け落ちるということはありません。これは重量のカウントとしては、「0」というふうにカウントするという考えを持っています。なぜ「0」と言えるのかということを考えていきますと、一部特殊な加工でんぷんなどはありますけれども、重量として考えた時に、添加物でいうところの重量順というところと、原材料名スラッシュから手前でいうところの重量順というのは、意味合いが大きく違うかと思います。添加物がどれぐらい含まれているのかというところを一般的なユーザーが管理している表示の根拠を見ていた時には、0.001%や 0.01%の含有である、これを重量順にソートしているというような情報が多くありますので、どうしても開示を受けるのが難しい場合というのは、0 で表示が作れるので、それに基づいて情報管理をしてはどうでしょうかというご案内をしております。システムとして非開示であることの逃げ道というのは、なかなか難しいかと思います。この辺り社内でもよく議論が出るのですけれども、それを原材料の配合比を、数値ではなくて、ハッシュ値のような形で、暗号で持つというようなことが技術的に今後できるのであれば可能だろうということは言っていますが、なか

なかこれはすぐにできる内容ではないかなというふうに考えています。以上、お答えになりましたでしょうか。

○斉藤委員 はい。ありがとうございました。

○加藤座長 よろしければ。

○eBASE・黛氏 今のご質問は、まず原材料の構成表が非開示で、原材料規格書としてもらった場合の、栄養成分表示とおっしゃったんですが、栄養成分に関しては、多分それはそんなに問題はないのかなと思っています。原材料そのものの栄養価が、100g あたりいくらかとかもらっていれば、計算値を出すことができます。そこはそんなに問題はなく、どちらかというところ、そうけんくんのエフシージー様も答えられておりましたけれども原材料表示とか添加物表示の時には、やはり配合比がきちんとないと、法令にかなった適切な表示にはどうしてもならないので、そこはどうしてもやはり提出をしてくださいというお願いにならざるを得ないというところはあります。

ただ、例えばそこでじゃあなんで出せないのかというのをもう少し詰めていた時に、例えばメーカー様の方でも、その添加物の製剤とか購入されたりしているものの中で、さかのぼってどうしても出せないところがあるとか、そういうところはやはり出てきたりします。例えば、表をもらった側が表示に使うところの階層までの配合率は必須だけど、それよりも使わない部分については必須にしないとか、そういう制御を少し調整したりして、ここまで出してもらえないかって調整をしたりとか、そういったことはありますが、やはり最後は必要な部分は出してもらわないと表示が作れないので、ご協力くださいってならざるを得ないというのは、まあ一緒だと思います。

○加藤座長 それは、最終的にその小売で商品を店頭で販売する人たちが、いろいろ責任を負われるということですけど、それを小売の方に代弁する形で、それぞれのシステム会社さんがメーカーさんに声をかけるということか、それともメーカーさんにこれのままだと作れないから、サプライヤーの方にきちんと出してくれるように言わなければダメですよという形で、ご相談するという形になっていますか。

○eBASE・黛氏 多分皆さん、そうだと思いますが、弊社はそうです。やはり、原料を集められている企業様が、その取引関係として、その情報を業務用原料として使うための情報をくださいとお願いをして、それに品質が満たされていないということであれば、それだと取引できないということに、結局最後はそこになってしまうので、システム会社側が出してとお願いするのは拘束力がないので、バイヤー、企業様側からきちんとうちが求めているものはこれだよってというふうに言ってもらおうというのをしてもらっている感じです。

○加藤座長　そういう意味で様々なシステムを作っていただいていて、最終的に表示を効率的に作れることになるのだけれども、それを構成するための要素として、あなたがサプライヤーにきちんと出してもらわなければ、このシステムは意味のないものになってしまうから、きちんとやってくださいというのを加工食品メーカーさんの方には言っていると。

○eBASE・黛氏　厳密に言うと、そのシステムは関係なくて、仮に手組みでエクセルとかで手計算したとしても、その情報が同じでなければできない。ですので、そういう問題だなと思いつつ聞いていて、そこは一緒だと思います。

○斉藤委員　質問がずれてきたと思うのですが、私が知りたいのは仕組みとして配合を全部開示しないと正しい栄養成分表示値が算出できないのかということです。よって、20種類の原材料を使っていて、重量順で上位18番目までは正しく書いているが、19番目、20番目の配合はどうしても開示したくないというメーカーさんがあった時に、栄養成分の算出時に、配合量とその原料の栄養成分を掛け合わせて足し合わせて算出した場合、誤差が出るものなのか、それとも配合の数字はインプットするが、開示したくないところは非開示という形で見せておいて計算はきちんと出るようになっているのかということなのかを知りたかっただけです。

商取引上、情報を出すか出さないかは別の次元の話なので、それは買う側と売る側で話せばいいんだと思うのですが、ロジック的にどうなのかなということだけお尋ねしたかったということです。

○加藤座長　他にご質問はいかがでしょうか。瀬川委員、どうぞ。

○瀬川委員　国分グループ本社株式会社の瀬川です。ご説明ありがとうございました。よく似たような三者さんの説明を聞かせていただき、しっかりマーケティングをされており、一見よく似ている商品であっても、それぞれ狙っているユーザーがいて、そこに対して商品がリリースされているという、そういう認識でいいですか。

○エフシージー総合研究所・井田氏　エフシージー総合研究所の井田から少しだけ説明させていただきます。エフシージー総合研究所は「そうけんくん」という表示作成に特化したサービスを提供しています。一方、TOREPASさん、eBASEさんは、それ以上のことができるデータベースのサービスだと思っていますので、少しその部分は棲み分けができています。

会社の関係としては、我々のパートナーでもあるeBASEさんがそうけんくんを紹介してくれたり、東京システムハウスさんがそうけんくんをユーザー様に紹介してくれたりといっ

た形で、どちらかという、我々は競合しているというよりは、仲良く共存させていただいています。

○瀬川委員 なるべく低コストで作っている仕組みというのは劣っているわけではなく、それがコストに跳ね返って最終的にはそういう背景から生まれた商品を望んでいる消費者もいれば、逆にデジタルでしっかり情報管理されて、そこがコストに乗った商品を選んでいる消費者もいると思いますので、一様にあってはならないと思っております。消費者の選択の幅を広げるという意味では、皆さん、そこを狙ってお仕事をされており、より多くの消費者のハートをキャッチできるのであれば、今後もどんどん様々な色を出していけばいいのではないかと個人的に思いました。以上です。

○加藤座長 清水課長、お願いします。

○清水課長 私からも少し質問させていただきたいと思います。今、この会はデジタルツールの活用に向けてという会議になっておりまして、デジタルツール活用をいろいろ考えていくと、様々な問題点や課題が浮かんできてくるのですが、表示されている内容について、その改ざんが簡単にできてしまうのではないかという問題点があります。商品パッケージに表示されていれば、それは変えられないけれども、例えばアクセスした先で見られるというような形にすると、例えば元々は国産と表示していたけれども、国産ではないのではないとか、いろいろ話が出てきた時にパッと外国産とか違う表示に変えてしまうとか、そういうことが簡単にできるのではないか、あるいはそういうことを監視するのが難しいのではないかというようなお話が出てくると考えた時に、例えば先ほど東京システムハウス株式会社さんのご説明の中の49ページのところで、そのログを管理することができる、操作履歴などを確認したい時に役立つ機能もあるというお話でしたけれど、例えばこういうデータとか、あるいはそのログを残してくださいと、その賞味期限のうち1年間は残してくださいとか、3年は残してくださいとか、もしそういうようなお話になった時に、そういうことが可能かというのと、あとはどれくらいコストがかかるようなものか、あるいはそれを食品関連事業者の人にお願いと、自社で改ざんが起きるかもしれないから、第三者がデータやログを管理するようにするとした場合にどのような問題が生じるか、あるいはどれくらいコストがかかるか、そういった点について、何か教えていただけたらありがたいと思います。3社さんをお願いします。

○東京システムハウス・俵積田氏 弊社のシステムは、ログが残るような形になっているサービスですので、誰がどんな内容を更新したのかがログに残っていて、企業様の方でも確認はできるようになっています。それが第三者目線での監視にあたります。今実績としてやっていることがないので、それがどれぐらいのコストがかかるかというのは、今すぐには答え

ができません。

○加藤座長 エフシージーさん。

○エフシージー総合研究所・森氏 今おっしゃったところは非常にデリケートな部分も含んでいると思います。先ほど私が申し上げた食品添加物の表示、これが例えば処方が変わったであるとか、原材料が変わってしまった、けれど原材料名の部分は変わらないと、中に含まれる微量の添加物が変わったのだけれど、実は厳密に考えると添加物表示は見直さないといけない。こういったところではメーカー、事業者が製造者の立場で情報をすぐ更新できるというメリットは十二分にあると思います。

しかし、デジタル表示を導入する上で、まずデジタル化出来ないものが明確にあると思います。アレルギーの表示、これについては、やはりデジタルに置き換えるというのはなかなか難しいだろうと思います。健康被害につながる表示、つまりはアレルギー及び保存方法については、やはり容器包装には必要になると考えています。そうなった時に一つ明確にあるというのは、原料原産地ということになります。これは別表 15 に含まれる生鮮食品に近い加工食品の原料原産地も含めてということになりますが、ただその問題を考えていくとデジタルであっても、包装の現物であっても、本質は一緒だと思います。誤りがあったものに対しては、やはりメーカーに対して罰則なりが求められるというのは、デジタル環境に情報があっても実物に表示があっても変わらないと考えます。

むしろデジタル環境において、質問が前後したかもしれませんが、まずそういったログであるとか、事業者の登録した内容が変更されましたという情報自体はデジタル表示の環境データベースの中で明確に取得することができるので、かえって現物に表示をするラベルや容器包装に表示をするという時よりも管理はしやすくなるのではないかと思います。それが消費者庁による監査であるといった時にも有効に働くかと思っています。

技術的な面で言いますと、そうけんくんの範囲内になりますが、システム関連の操作ログというのは、一部ユーザーが任意で選択して取得することは技術的にもできるようになっています。

現状はユーザーの賛否もありますので、明確に文字を変えたようなログは取得していないのですけれども、原材料名を更新したとか配合の画面を更新したといった不正ができないログの取得というのは、ユーザーがいじれないデータのログというのは技術的にはもう既に対応しています。具体的な予算というところになりますと、その技術をデジタルデータベースの環境下で維持するのか、それとも各アプリケーションで維持するのかというところによっては議論が分かれると思いますので、ここではなかなか想像できないということをお答えさせていただきます。以上になります。

○加藤座長 いかがでしょうか。

○eBASE・黛氏 データの表示の作成した内容についてのログを取得して、そこがどう変わっていったかというのを残していくということは、例えば eBASE ではそういった機能があったりします。監査や統制上の管理ができるようにする機能はあります。それをどこまで残すのかというところはあつたりしますので、そのやり方によってコストにも影響してくると思います。やはり弊社としてもコストがどう変わるかは、少し言いにくい部分があります。デジタルツールを使って商品表示情報を見せるようにしていくというところに関しては、やり方もいろいろあると思います。今もありますけど、パッケージに対しての表示面積が少ないから、表示したい情報があるけれど表示できないといった事態については、例えば二次元バーコードを貼っておいて、そこからアクセスすると、もっと詳細な情報や特色が見られるというような方法があります。そういう話のものなのか、もしくは今普通にパッケージに表示されているものをわざわざ物を買わずに、そのメーカー様のホームページなどから見ることができるということを指しているのかによっても変わってくると思います。さらにややこしいのは、同じ JAN コードの商品であってもロットによって微妙に違うことがあります。物として JAN は一緒ですが、表示が違うものもパッケージにはあつたりして、例えば、小売店さんが EC サイトに商品の情報を載せることを躊躇している理由は、結構そこにあつたりします。同じ JAN コードの商品だけれども、切り替わりのタイミングが店舗によって違ったりするので、単純に今ある表示を一律のものとして出してしまった時に、きちんと責任が取れるのかというところで躊躇されることもあるので、そこら辺をどこまでの範囲で踏み込むのかというところが、やはり難しいところだと思います。

○加藤座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。では小川委員、お願いいたします。

○小川委員 ご説明ありがとうございました。東京システムハウスさんと eBASE さんに追加で質問をお伺いしたいと思っています。まず、東京システムハウスさんには、確認も含めて、基本的には「TOREPAS」又は「TOREPAS BANK+」に入っている情報というのは、御社が運営しているクラウドの中に入っているということでよろしいですか。利用されている様々な会社様の実際の名前が出ていたので、ユーザー様のイメージを持ってました。サービスを利用するときの料金はどのような体系になっているのでしょうか。

○東京システムハウス・俵積田氏 クラウドをご利用いただくお客様の場合だと、「TOREPAS」の場合は年額 80 万です。「TOREPAS BANK+」の場合は年 40 万。1 年単位で更新いただくようなイメージでございます。クラウドの利用料も全部含まれている形になりますので、別途料金は発生しません。

○小川委員 最近では、クラウドと BANK の両方を利用されている会社さんも増えているということでしょうか。

○東京システムハウス・俵積田氏 そうです。

○小川委員 ありがとうございます。「TOREPAS」と「TOREPAS BANK+」というのは、基本的には、メーカー様も使っていて、そのメーカー様の中には小売さんに商品を提供しているサプライヤーさんもいるということでしょうか。

○東京システムハウス・俵積田氏 そうです。

○小川委員 その場合は、「TOREPAS」からアウトプットした情報が、例えば「eBASEjr.」に入って、小売さんに提供されるような連携はあり得ると考えていいのでしょうか。

○東京システムハウス・俵積田氏 はい、実際にあります。eBASE さんのシステムと eBASEjr.さんがシステム連携しているところがあります。そういった流れはあります。

○小川委員 TOREPAS さんが食品メーカーさんや、シャトレーゼさんなどの販売も行うメーカー様に利用されていても、ユーザー数としては、それほど多くはないと理解しました。一方で、eBASE さんは歴史が長く、大手の小売さんも利用しているので、ナショナルブランドの商品情報やプライベートブランドの情報が多く集まっている。ただし、そのデータベースはそれぞれの小売さんが運用する形になっているので、どこかクラウド上で管理されていて、そこにアクセスすれば、実際にオープンにしてくれるかどうかはユーザー様の意向があるので調整が必要ですが、どこか 1 カ所にアクセスすれば全ての情報あるという形ではないと理解しました。

そこで、eBASE さんに質問ですが、eBASE さんの場合には、小売さんによって扱う情報項目を選択できて、必須入力かどうかを選べるという話がありましたが、食品の表示でパッケージに印刷されているような情報は、基本的にはだいたい入力されていると考えていいのでしょうか。

例えば、同じ製品の情報を、消費者が見たい、利用したいと思ったときに、アクセスした先の小売さんのデータベースによって、詳しい情報があるところとないところがあったりする可能性がある。けれど、基本的な食品表示の情報が、どの小売さんでもほぼ入っているなら、そこは気にする必要があるので、教えてください。

あとは皆さんに伺っていたサービスの料金体系について教えていただけますでしょうか。

○eBASE・矢島氏 ありがとうございます。まず訂正させていただきたいのが、eBASE に

は、品質管理業務で使うソリューションとマスターデータマネジメントという商品マスター管理に使うソリューションの2つに大きく分かれています。

品質管理業務で使うものは、原材料の原材料でアレルゲンや原産国、遺伝子組み換え情報などの細かい情報です。そういったものは、双方、相対でやり取りして、各社のデータベースにあるという話です。

そしてもう一つ、我々がやっている商品マスター系のソリューションのデータプールサービスに関しては、パッケージに記載されているレベルの情報、もっとあるのですが、そういったものは我々のデータプールサービスの方に格納されているというところ。約 68 万件のデータが食品だけでもあるというようなところ。画像を含めて。

○小川委員 68 万件というのは、ナショナルブランドのものも、プライベートブランドのものも含んでいるのでしょうか。

○eBASE・矢島氏 そうです。主にナショナルブランドですが、PB の情報も登録しているユーザー様もいらっしゃいます。ブランドオーナーの方が登録していただくという仕組みになります。

料金に関しては、幅広く細かくレンジを刻んでおりまして、回答しづらいのですが、まず無償のものからあり、月額 1000 円のものからデータ共有するものがあったり、段階的にあって、大規模になってくると、サーバーライセンスのものを導入していただくので、それらもご利用される規模に応じて、ご利用の規模が大きければ大きいほど、CPU のコア数を多く使うので、その分ライセンスが上がるというようなことで、幅広くあるというところ。

○坊衛生調査官 食品表示課の坊でございます。今の小川先生の話で、eBASE さんですが、食材えびすにデータプールしているということなのですが、同一 JAN コードであっても微妙に規格が違うものがあるということなのですが、そちらについても完全に 1 対 1 の対応が取れているのか、それとも代表的なものが入っているのか、教えていただければありがたいです。

○eBASE・矢島氏 データプールサービスでは、JAN がユニークなキーではなくて、同じ JAN でも、その適用開始日などの日付で複数管理できるような仕組みになっています。

○坊衛生調査官 基本的に商品規格が微妙に異なっているものも、全ていつ更新などで管理されているということで、よろしいということでしょうか。ありがとうございます。

○加藤座長 ありがとうございます。他に何かよろしいですか。では、ここまで前回と今回という形でヒアリングをさせていただきました。その内容等を踏まえまして、来年度に向け

た取りまとめについて議論を行っていきたいと思います。資料 4 について消費者庁よりご説明をお願いいたします。それではよろしくお願いします。

○坊衛生調査官 消費者庁食品表示課の坊でございます。資料 4 ということで、食品表示のデータツール活用における議論すべき技術的な課題案について、具体的に来年度こういったことを議論すればよいのではないかということを事務局、消費者庁としてまとめましたので、そちらを説明させていただきます。

こちらにつきましては、第 1 回の資料のところ、今後の分科会の進め方というところでご説明させていただいたものでございまして、その中で、まず初めに技術的な課題を議論していくという形で、今回分科会で議論させていただいているところでございます。

その技術的な課題を議論するというところに則りまして、これまでのヒアリングと議論を踏まえ、下記三点が技術的課題の大項目になるのではないかと我々としては考えております。まず一つ目ですが、制度運用のためのメリット・デメリットや制度上求める水準を整理して方向性を議論した方がよいのではないかとこのところでございます。

消費者視点でのメリット・デメリット、事業者視点でのメリット・デメリットを整理することで、後に続く課題の議論の際に議論が振り出しに戻らないように取りまとめる必要があるのではないかと考えます。

その他、技術的な課題を議論する上で、制度上求められる水準を現時点で多くの事業者が早期に対応可能な制度にするのか、ある程度データベース等を整備している事業者から始められる制度にするのかの検討が必要ではないかと考えます。今回の食品表示におけるデジタルツールの活用につきましては、あくまで現状表示の代替という形でございますので、基本的に代替したい事業者が代替するという形でございます。そのやりたい方というのについて、をある程度のデータをしっかり管理している方が参加するのか、それともある程度広い範囲の方が参加する制度運用とするのかというところで、管理するデータなどが変わってくるかと思っておりますので、まずそのスコープとして、どうもっていくのかを考えないといけないのではないかとこのところでございます。

そして二つ目は、表示のためのデータを一元管理するのか分散管理にするのか、管理方法の議論でございます。ここまでのヒアリングから、事業者自体が各システム等を使用して表示に必要なデータは皆さん、基本的にデータとして管理されているということがほとんどであり、ヒアリングさせていただいた各社のシステムを導入されていけば、必要なデータ自体は管理されているということになります。

前提として、一元管理するにしても行政がデータベースの管理費を確保することは現実的には難しいという形でございますので、そうなるとそもそも一元管理するとして、データベースを作るとなったら、誰がそれを管理するのか、お金をどうするのかなど、様々な問題が出てきますし、今までの説明を聞く限りにおいて、必ずしも一元で管理しなくても、各々分散で管理していても、表示をデジタル化することは可能ではないのかというお話もあった

かと思います。したがって、一元管理と分散管理それぞれのメリット・デメリットを精査の上で、サプライチェーン全体として効率的に取り組める観点や実行可能性、先ほど少し触れましたが、不正を防ぐ仕組みや監視可能性を踏まえて、一元管理なのか分散管理なのかを決める必要があるのではないかとこのところでは思います。

三つ目としまして、消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするのか、実施方法の議論でございます。これ自体は、制度自体が義務表示の代替であることが前提ですので、商品と表示の1対1の対応は必須になります。そのため、1対1対応をどのように担保するかという点であったり、データへのアクセシビリティの観点であったりを踏まえながら、使用するツールを検討するという形でございます。

今まで出ていました基本的にキーに何をもっていくのかということですが、現在付いているJANコードにするのか、あらためてQRコードをこのために付けるのかなど、そういったところを決める必要があるのではないかとこのところでは考えている大項目でございます。この大項目を取りまとめたのちに、制度実現に向けて詳細な課題についても議論を行う必要があるのではないかとこのところでは思います。その詳細な課題として次のページ3ページ目でございます。

一つ目が1対1対応の具体的な方法という形でございまして、先ほど大項目の3で決定したツールを使用した場合、デジタル表示される情報と現物が1対1で対応する管理方法として、ロット番号であったり事業者ごとに付けている製品ナンバーであったりなど、どのように管理すれば1対1対応を実現するのか、具体的方法を決める必要があるのではないかとこのところでは思います。

二つ目として保管すべき表示データの範囲、食品に表示するために管理すべきデータの範囲をどこまで詳細に決めるかというところではございます。こちらは、食品の制度の国際的な動向や、食品制度が変わるたびに持つべき情報が変わる可能性があることなどを、事業者の実行可能性の視点を踏まえながら検討する必要があります。

あとは前回の議論で出ていましたが、広告との棲み分けというところではございまして、こちらについてもコーデックスのガイドラインを踏まえながら、消費者が欲しい情報にすぐにたどり着けるように、専用の入口を用意するのか、既存の入口を活用するのか、デジタル表示を見られる製品であることが一目で分かるようにするのか、活用上のルールを決める必要があるのではないかと考えております。

最後に先ほどもありましたが、監視可能性についてのルール作りが重要となります。容器包装上への表示の代替としてのデジタル表示であったとしても、誤りがあればデジタル上であればすぐに直せると思うのですが、間違っただけについては基本的には不適正な表示ということになりますので、制度上、それをわざとやっている場合に、改変されてわからなくなるというわけにはいきませんので、そういったところをしっかりと担保するため、どういった方法があるのかなど、先ほどログが残っているというお話がございましたが、そのログの保存期間をどのくらいにするのかといった細かいところを決める対応が必要になってくる

のではないかとこのところでございます。続きまして次のページでございます。

その技術的な議論のほかに、先ほど 1 ページ目の 2 にありましたけれども、具体的な食品表示の中身についても議論を行う必要があるということでございます。こちらにつきましては、実際に食品表示に代替するデータとして、どういう情報をデジタルとして、表示していくのかというところを検討する必要があるということです。デジタル表示の際の食品表示のフォーマットということがございまして、今まで容器包装に表示されていた情報をデジタルで表示するだけでは、消費者にとって本当にメリットがあるのかどうかということがございますので、今まで容器包装で見られていた内容が、例えばスマホを介さないで見られないことになるというデメリットに対して消費者にとってのメリットをどうもってくるのかということです。具体的には、より消費者の商品選択に資する情報としてどこまで表示するのか、表示事項ごとの細かい、今まで容器包装上の制約で表示できなかった内容についても表示させるのかどうかなど、様々なところが論点になるということです。あとは、上記のデジタル上の表示様式を統一するかどうかなど細かい点もあるということです。

ただ、我々としては、この技術的論点。先ほどの 2 ページの技術的な論点の取りまとめ自体を親懇談会に報告して、この 4 ページの内容については、どのようにすべきかを親の懇談会内で更に議論を行う必要があるのではないかと考えているところです。

最後でございます。5 ページ目ですが、こちらは来年度の検討スケジュールのイメージという形でございます。令和 7 年度、来年度につきましては、先ほどの技術的な課題案その 1、技術的な課題案その 2 の順で議論を進めて、取りまとめを行っていただくことを考えておりまして、必要に応じて、今回のように事業者からのヒアリングも実施しながら議論を進めていただければと思っています。

その後、技術的な論点の取りまとめができましたら、その内容を親懇談会に報告させていただきまして、取りまとめの内容に応じながら、具体的なデジタルで代替できる表示の内容を議論するための場所であったり方法であったりを、親懇談会の方で議論していただくことを考えております。今後、親懇談会の決定方法に従い、議論を継続していくというざっくりとしたイメージでございますけれども、そのようなことを考えているところでございます。説明は以上です。

○加藤座長 ありがとうございます。令和 5 年度の食品表示懇談会で取りまとめられた内容に基づき、令和 6 年度のデジタル活用検討分科会で事業者様からのヒアリング等を進めてまいりました。その結果を踏まえて、技術的な課題として令和 7 年度にどのような形でまとめていくのかについて、今、消費者庁から説明をいただいたと思っております。

今の説明をもとに、来年度に向けた取りまとめについて委員の方の方でご意見がありましたら伺いたいと思っております。どなたかいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

○工藤委員 消費科学センターの工藤でございます。これまで事業者様からさまざまなご説明をいただき、デジタルソリューションの素晴らしさを実感しています。本当にありがとうございます。今ご説明がありましたが、消費者視点でのメリット・デメリット、事業者にとってのメリット・デメリットという言葉が使われていました。消費者にとってのメリットは人それぞれ違いますし、事業者の視点でのメリットとは何だろうかと考えたりもします。事業者様のメリットと我々消費者のメリットを考え、一致したからといってデジタルツールを利用して、見ていくかということは大変問題があるかと思います。

なぜならば、消費生活を振り返りますと、日時、時間によりますけれど、デパートやスーパーなどは大変混んでおり、人も多いです。その中でこの動作を行うことは動線に大変ギャップがあります。そこら辺をぜひ申し上げたいと思います。ですから、あえてそれをするのは、これは3番につながると思うのですけれど、そのアクセス方法、その端末やアプリ、ソフト、その他諸々、こう言ったものが消費者にとって利用しやすいものであってほしい。スタートとしてはそれを本当に願います。利用してこそその良さが分かることもありますので、対象商品もそうなのですが、その点を少しお考えいただきたいと思います。

○加藤座長 工藤委員、ありがとうございました。サービスをいろいろ提供しているということですが、最終的に消費者がそれをどのような形で利用できるのかを意識しながら議論しなければならないと思います。こちらの分科会は技術的な課題ということですが、その技術的な課題を議論するにおいても、消費者の視点を意識することが必要ではないかというご提言かと思いました。ありがとうございます。

他にご意見はありますか。河野委員、お願いいたします。

○河野委員 食品産業センターの河野です。今のデジタル活用を検討するにあたって、消費者の視点を考えなければならないというのはごもっともかと思います。一方で、次年度はより具体的にデジタル活用の実行可能性について検討を行うのであれば、検討会の構成の中に、実際に表示を行う事業者の方ももう少し入ってもいいのではないかと考えているところでございます。

というのは、この資料4の4ページの②で、実際にどのような部分を代替していくのか、あるいはどのように表示して活用していくのかを考える場合には、実際に表示を行っている事業者の意見が非常に重要になると思いますので、ぜひご検討よろしくをお願いいたします。

○加藤座長 ありがとうございます。事業者側の方の意見ということで、実際にメーカーの意見がより反映しやすい形を考えてほしいというご提言でございましたので、消費者庁の方で次年度に向けて考えていただければと思っております。他にご意見はございますでし

ようか。それでは、小川委員お願いいたします。

○小川委員 東京海洋大学の小川です。先ほど工藤委員がおっしゃっていたこととも関係するのですが、食品の表示については、やはり消費者の選択に資することが何よりも重要だと考えております。そういう意味では、マイノリティといいますか、例えば、食物アレルギーを持っている消費者の方であるとか、あるいは日本語が読めない消費者の方であるとか、あるいは何らかの障害を抱えていて、現行の食品表示のメリットをあまり享受できていない方も、もしかしたらいらっしゃるのではないかと思います。したがって、そういう方々にとっても、デジタルを活用することで解決できることもあるのではないかと思いますので、こちらの会合でそういった方を呼んで話を伺うか否かは検討いただければと思いますが、何らかの形で情報を収集し、検討する際のインプットとして情報をいただければと思っております。以上です。

○加藤座長 ありがとうございます。現在既に開示されている情報をどのようにデジタル化するかということと、現在開示されていない、理解できていない情報を、デジタルを活用することによって拾い上げることができるのかという観点で、小川委員がおっしゃっていただけたかと思しますので、このあたりも消費者庁が次年度に向けての技術的な課題として解決可能なものかどうか、どのような対応ができるのかをご検討いただければと思います。ご意見のある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。では、早川委員、お願いいたします。

○早川委員 日本生活協同組合連合会の早川です。今のご発言とも関係すると思うのですが、開示されている情報をデジタルに持っていった場合は、デジタルの情報が食品表示として位置付けられるかと思います。私が気になっているのは、その法令上の扱いをどうするかというようなことです。一方、開示されていないような情報をデジタルに持っていった場合、それは情報提供という形になるのか、それとも食品表示という法令上の位置付けになり、取り締まりの対象になるのかですとか、そう言ったことも考えていく必要があると思っています。そういった法令上の位置付け等の課題については、技術的な課題ではなく、技術的な課題が解消された後に、例えば、親懇談会のところで議論されるのか、今のお考えについて伺いたいと思います。

○加藤座長 消費者庁、今の時点で何か意見があれば、お願いします。

○坊衛生調査官 はい。今のご質問については、具体的に基準に書くときに、どのような形で書かれるのかということと関係してきます。おそらく、必ず容器包装に表示しなければならない項目と、デジタルで代替してもいい項目の整理についての議論になるかと思います。

ので、基本的には親の懇談会で議論することになると思っていますところでございます。
したがって、基本的にはどう考えるかということだと思いますが、デジタルで表示しているものが任意の表示なのか、義務表示の代替なのかによって変わってくると思っています。

○加藤座長 ここからご意見はございませんか。では清水課長、よろしければ少しお願いします

○清水課長 前提として、念のためですが、アレルギー表示などは安全や栄養に関する表示ということですので、コーデックスでも容器包装に表示するとなっています。我々としても、そこは確かにそうだと考えており、そこを動かすことはないだろうと考えています。
消費者庁全体というよりも、少し私の見解に近いかもしれませんが、消費者庁の中でも、例えばエシカル消費の普及・啓発に取り組んでいます。昨年プラスチック汚染対策の条約は合意に至りませんでした。プラスチックの使用量を削減すべきだと、それについて、消費者としても協力したいという方が、結構若い世代などには、かなり SDGs などの関係でいらっしゃると思いますが、容器包装に義務付けられているという観点から考えると、例えば今手元にあるペットボトルの飲料の場合、どうしてもここにプラスチックのラベルを貼らないといけないといったことがあります。そういったところもデジタルを使うことによって、プラスチックの使用量を削減することができるかもしれない。環境に優しいものを選びたいという消費者の方が、今は選べない、そういったサービスや商品を世に出せないといった形になっています。我々も今気を付けているのですが、様々な消費者がいる中で、特に若い消費者の声は、なかなか拾い上げ切れない部分があるので、そういったところでも道筋をつけるようなことを考えていけたら将来のためになると思っています。

○加藤座長 ありがとうございます。こちらの分科会で、どこまで技術的な課題を次年度以降整理することができるのか、それを親懇談会とどのような形でリンクさせていくのかということなど、消費者庁の方といろいろ相談しながら進めていくことになろうかと思っています。皆さま、いろいろとご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。様々な意見を踏まえまして、来年度に向けた取りまとめについては、先ほど提示されました消費者庁の案と本日皆さまからいただいた議論を基に、座長一任ということで取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではお時間が来ているようです。本日は、食品データを取り扱われている事業者様 3 社からヒアリングをさせていただきました。どうもありがとうございます。また、その後、来年度に向けた取りまとめについて議論をさせていただきました。本分科会の今年度の開催は本日が最終となります。消費者庁の井上審議官より一言ご挨拶をしたいとのお話しでございますので、井上審議官、お願いいたします。

○井上審議官 ありがとうございます。一言お礼を申し上げたいと思います。座長から今お話がありました通り、本日の会合が今年度最後の会合ということになります。今年度は3回の開催ということでしたが、座長の加藤先生をはじめ、委員の皆さまには本当に活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。また、本日もそうですし、前回もそうですけれど、関係の事業者の皆さまにも貴重な情報共有をいただきまして、本当にありがとうございました。

来年度の議論の方向性についてご議論いただきましたが、これに沿って来年度もしっかりと、この分科会を進めていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○加藤座長 井上審議官、どうもありがとうございました。委員の皆さまにも、ここまでの活発なご議論をありがとうございました。今、井上審議官からもございましたが、来年度も引き続きよろしくをお願いいたします。それでは最後に事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 皆さま、本日はどうもありがとうございました。委員の皆さまへは後日メールで議事録の確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
また、Webで傍聴されている方にご連絡です。今回の資料は消費者庁のWebページに掲載されます。また、議事録についても後日消費者庁のWebページに掲載されます。事務局からは以上です。

○加藤座長 はい。それでは、以上で本日の議事は終了いたしましたので、本日の分科会を閉会させていただきます。皆さま、どうもありがとうございました。